

下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、唐戸市場周辺での渋滞緩和のため、市民並びに来訪者へ駐車場の在庫情報を提供し駐車場利用の分散を促進する、下関市駐車場情報提供システムについて、新規に連携する駐車場を増やすことを目的とする下関市駐車場情報提供システムへの連携に必要な機械、設備を整備する下関市駐車場情報提供システム整備事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下関市駐車場情報提供システム 市内の主要な駐車場の在庫、営業等の状況(以下「在庫状況等」という。)の情報をウェブ上(まちナビ Shimonoseki)で提供するシステムをいう。
- (2) システム整備 下関市駐車場情報提供システムへ駐車場の在庫状況等を連携するために必要な機械、設備の整備をいう。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、下関市内に駐車場施設を所有する者又は下関市内の駐車場の管理、運営を行い、かつ、駐車場施設を所有する者から補助対象事業の実施の承認を得ている者であって、次条に規定する補助対象事業を行うものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する駐車場に係るシステム整備で、令和6年12月13日までに整備を完了するものとする。

- (1) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場であること。
- (2) 別図1に示す補助対象事業地域内に設置されている駐車場であること。
- (3) 普通自動車が100台以上駐車可能な駐車場であること。

2 前項に規定するシステム整備の期限については、市長が特に必要があると認める場合は、これを延長することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、システム整備に要した経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

(2) 25万円

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号 別記1）

(2) 補助対象経費に係る根拠資料（見積書の写し等）

(3) 第4条第1項に規定する要件を満たしていることがわかる書類（位置図、平面図、立面図等）

(4) 当該駐車場の管理規定（駐車場の名称、駐車場の設置者（駐車場管理者）、供用時間、駐車料金など業務の運営の基本となる事項を記載したもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の者は、次条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手してはならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、システム整備の

完了の日から少なくとも5年間は継続して下関市駐車場情報提供システムに当該駐車場の在庫状況等を連携しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該連携が困難となったときは、速やかに市長と協議し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の推進)

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、適切に補助対象事業を推進しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助

対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第10条の規定を準用する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は第10条第1項の規定による通知のあった日が属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の成果を記載した書類

(2) 補助金に係る収支決算書(様式第4号 別記2)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を

受けようとするときは、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の規定による請求があった場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に対し当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 不適當な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者

が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(検査等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類について、検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第23条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第24条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

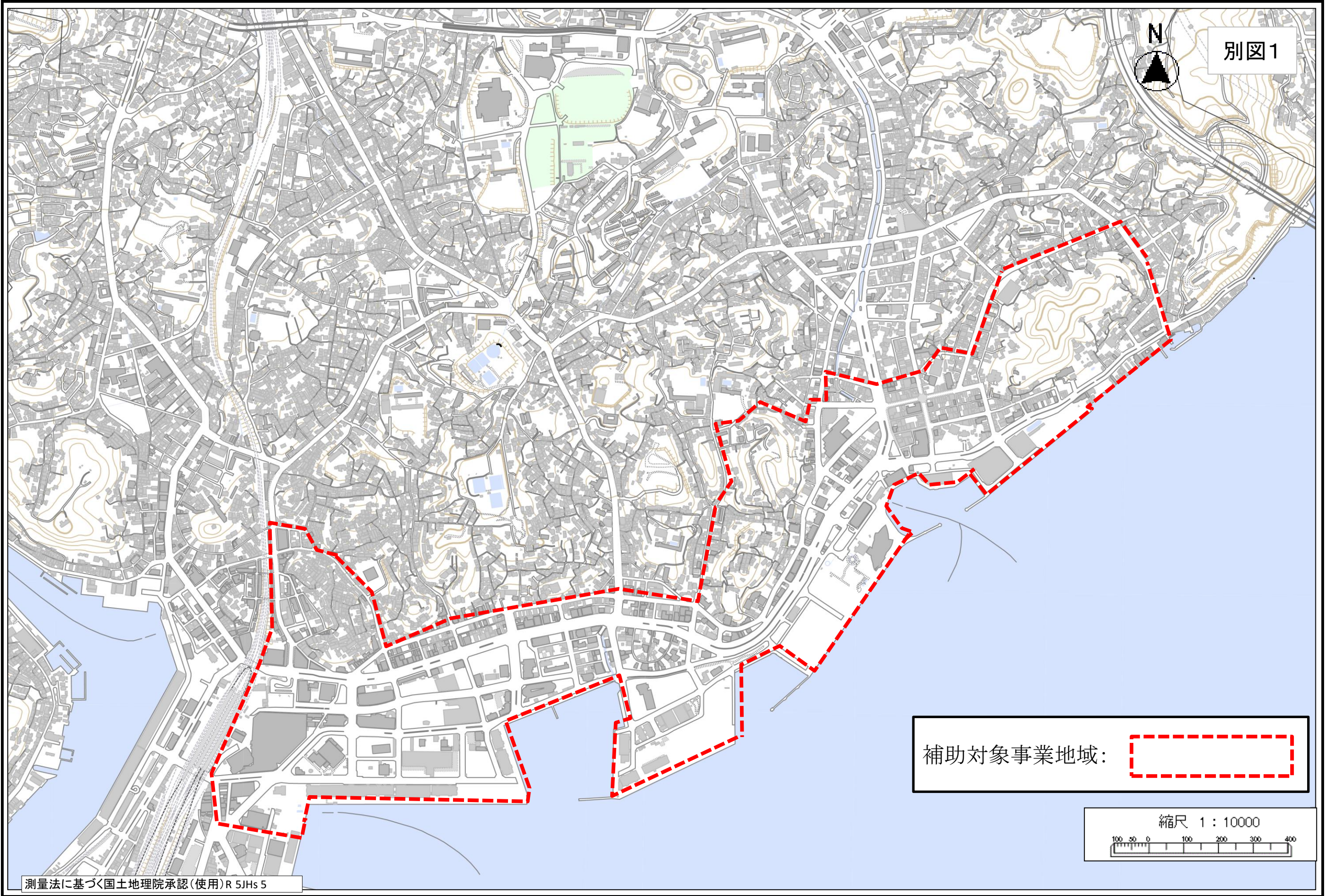
(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付を決定した補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別図1



補助対象事業地域: 



様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）
電話番号

下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付申請書

下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金の交付を受けたいので、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付申請額

金 _____ 円

【誓約事項】

下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金の交付申請に当たり、以下の事項について誓約します。

- 1 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等ではないこと。
- 2 提出する全ての書類の記載事項について事実と相違ないこと。
- 3 申請内容等に疑義が生じた場合は、関係機関等に照会することに同意すること。

【添付書類】

- (1) 事業計画書（別記1）
- (2) 補助対象経費に係る根拠資料（見積書の写し等）
- (3) 下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付要綱第4条第1項に規定する要件を満たしていることがわかる書類（位置図、平面図、立面図等）
- (4) 当該駐車場の管理規定（駐車場の名称、駐車場の設置者（駐車場管理者）、供用時間、駐車料金など業務の運営の基本となる事項を記載したもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

別記 1

事業計画書

1 事業内容 下関市駐車場情報提供システム整備事業

2 駐車場名称 _____

3 交付申請額 _____

4 補助対象事業の内容

項目	金額

5 システム整備着手予定年月日 年 月 日

6 システム整備完了予定年月日 年 月 日

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

様

下関市長



下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金については、下記のとおり交付を決定したので、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額

金 _____ 円

2 交付条件

- (1) システム整備完了後、少なくとも5年間は継続して下関市駐車場情報提供システムへ、駐車場の在庫状況等を連携すること。ただし、やむを得ない事情により運用が困難となった場合は、速やかに市長と協議しその承認をうけること。

3 その他

下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第3号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）
電話番号

下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金について、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更したいので、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）
電話番号

下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市
駐車場情報提供システム整備事業補助金について、補助対象事業が完了したの
で、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付要綱第14条の規定に
より、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の実績額
- 2 補助対象事業の完了年月日
- 3 添付書類
 - (1) 補助対象事業の成果を記載した書類（システム整備の写真）
 - (2) 補助金に係る収支決算書（様式第4号 別記2）
 - (3) その他市長が必要と認める書類

別記 2

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	決算額	備考
市補助金		下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金
自己資金		
その他		
合計		

2 支出の部

(単位：円)

費目	補助対象経費	内訳
合計		

※収入の部と支出の部の合計額は、同額となります。

※消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記入してください。

※記入欄が不足する場合は、適宜、行又は書類を追加してください。

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

様

下関市長



下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので、下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額

金 _____ 円

様式第6号（第17条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）
電話番号

下関市駐車場情報提供システム整備事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた下関市
駐車場情報提供システム整備事業補助金について、下関市駐車場情報提供シ
ステム整備事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり請求
します。

記

1 請求額

金 _____ 円

2 内訳

3 振込先